

さくら市農業委員会総会議事録（平成28年11月定例総会）

1. 開催日時 平成28年11月25日（金）午後2時00分から午後3時47分

2. 開催場所 さくら市市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（29人）

会長	25番	田代 修一
会長職務代理者	30番	山崎 國一
委員	1番	薄井千恵子
	2番	小菅 和彦
	3番	中山 隆
	5番	齋藤 敏一
	6番	平山 光邦
	7番	野上 春夫
	8番	田代 純一
	9番	齋藤 克之
	10番	鈴木 有一
	11番	小竹 勝
	12番	肥後 太一
	13番	石塚 信行
	14番	手塚 栄一
	15番	舟本 幸美
	17番	大塚 明美
	18番	渡辺 一郎
	19番	大森 勝雄
	20番	谷田 年美
	21番	穴戸 孝男
	22番	手塚 靖博
	23番	池田 一孔
	24番	落合千枝子
	26番	福田 正和
	27番	佐藤 利通
	28番	石田 多美子
	29番	小林 功
	31番	大木 忠一

4. 欠席委員（1人）

16番 門前 義夫委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 1号 非農地証明願について
議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出について
議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 6号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 7号 耕作放棄地の非農地通知書交付について
報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 鈴木 秀幸
農地調整主幹 野崎 憲作
主査 柴山 雅子

8. 会議の概要

事務局	鈴木	定刻になりました。出席委員29名、欠席委員は、16番門前義夫委員の1名であり、定足数に達しており総会は成立いたしますので、まず、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	田代	こんにちは、昨日は雪で驚きましたが、東京都では観測上はじめてということで、我々農家は天気を予想して仕事をしていますので、大きな被害もなくて大変よかったです。昨日は、栃木県農業者担い手躍進大会において、さくら市「農事組合法人上松山」が最優秀賞を受賞され大変うれしいことです。集団で長くやり続けるとのは難しいのです。特に上松山は、皆様と同じ年代の方が組織して、第二世代の息子さんへスムーズに移行し継承されております。さくら市の中心的担い手として活躍しており、私も心強く思っております。他の地域でも上松山を見本として担い手集団を作り育成していただければと思います。 過日、11月14日に私と職務代理で、10月定例総会で議題に上げた「さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を市長へ提出してきました。ここでご報告します。

		それでは、ただいまからさくら市農業委員会 1 1 月定例総会を開催いたします。
事務局	鈴木	それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	田代	それでは、会議に先立ちまして本日午前 1 0 時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。 第 1 調査会の委員長からお願いいたします。
1 5 番	舟本	本日午前 1 0 時より全員出席のもと書類審査を行い現地調査は 1 名欠席で行いました。案件としましては議案第 1 号 1 件、議案第 2 号 1 件、議案第 4 号 1 件、議案第 5 号 3 件の合計 6 件であります。詳細につきましては、後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	次に第 2 調査会委員長の報告を求めます。
1 2 番	肥後	本日午前 1 0 時より 1 名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第 1 号が 1 件、議案第 3 号が 1 件、議案第 5 号 3 件の合計 5 件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	次に第 3 調査会委員長の報告を求めます。
1 8 番	渡辺	本日午前 1 0 時より書類審査と現地調査は全員出席のもと行いました。案件としては議案第 7 号が 2 件の合計 2 件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	次に第 4 調査会委員長の報告を求めます。
3 番	中山	本日午前 1 0 時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第 3 号 1 件、議案第 7 号 4 件の合計 5 件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長	田代	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。 6番の平山光邦委員、7番の野上春夫委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「非農地証明願について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第1号番号1番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
13番	石塚	案内図1-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請内容は、事務局の説明とおりです。午前中の現地確認でも、農地復元は困難であると判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号番号1番について承認される方、挙手を願います。 【挙手全員】
議長	田代	挙手全員で、議案第1号番号1番は原案とおり承認されました。 続きまして、議案第1号番号2番を事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第1号番号2番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。

議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
8 番	田代	案内図 1－2 をご覧下さい。(申請地の場所を説明する。)事務局の説明どおりで、問題ないと思われますのでよろしくご審議願います。
議長	田代	それでは、質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので採決に入ります。 議案第 1 号番号 2 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 1 号番号 2 番は原案どおり承認されました。 次に議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出について」、事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第 2 号番号 1 番を朗読して説明する。 この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。 今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第 10 条の規定に基づきまして、2 名のあっせん委員の選出をお諮りします。 以上です。
議長	田代	あっせん委員の選出ですので、第 1 調査会の委員長より指名願います。
1 5 番	舟本	5 番齋藤敏一委員、3 1 番大木忠一委員を指名いたします。
議長	田代	それでは議案第 2 号番号 1 番のあっせん委員は、5 番齋藤敏一委員・3 1 番大木忠一委員を指名いたします。 次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局	柴山	議案第３号番号１番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
２０番	谷田	ただいま事務局の説明とおりです。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第３号番号１番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第３号番号１番は原案とおり承認されました。 続きまして、議案第３号番号２番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第３号番号２番について、朗読して説明する。 なお、全部効率的要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当員の説明をお願いします。
８番	田代	事務局の説明とおりです。譲渡人と譲受人は、親子関係で問題ないと思われしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第３号番号２番について承認される方、挙手を願います。

		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 3 号番号 2 番は、原案どおり承認されました。続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」番号 1 番を議題に供し、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 4 号番号 1 番について、朗読して説明する。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
15 番	舟本	案内図 4－1 をご覧下さい。（申請場所を説明する。） 事務局の説明どおりであります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 4 号番号 1 番について承認される方の挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 4 号番号 1 番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 5 号番号 1 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、氏家〇〇〇〇—〇〇、氏家〇〇〇〇—〇〇及び氏家〇〇〇〇—〇〇については、申請地の北側及び南側道路に水管及び下水管が埋設され、上松山小学校から約 210 m、西海歯科医院から約 340 m であることから、第 3 種農地と判断し、氏家〇〇〇〇—〇〇については農地の広がり約 2.6 ha で農業公共投資の対象となっていない土地ですので第 2 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
15番	舟本	案内図5-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 周辺地の状況は、東面が宅地、西面が宅地、南面の一部が農地と道路を挟んで宅地、北面の一部が農地と道路を挟んで宅地となっています。本申請は、〇〇〇〇株式会社が売買により、建売分譲住宅敷地として転用する案件であります。〇〇〇〇株式会社は、宇都宮市に本社を置き、不動産建築業を主な事業とする法人であります。土地の選定理由は、申請地は、小学校、中学校、保育園また商業施設に近く、県道大田原線、国道4号線へのアクセスも良く、住宅化の進む地域と判断して選定しました。土地利用計画は、区画道路幅員6.0mを設置し、建売住宅10区画の計画をします。排水は、公共下水道に接続します。雨水は浸透池にて処理します。給水は、上水道に接続し事業地内に配水管を新設し各戸受水します。資金計画は、総事業費19,000万円で、自己資金で賄います。残高証明書も添付されております。土砂、雨水が周辺農地に流出しないように、外周は化粧ブロック積から工事を始めます。日照、通風等周辺農地への影響は少ないと考えられます。本日の現地調査を行い問題ないと判断されます。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第5号番号1番について承認される方の挙手をお願いします。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第5号番号1番は原案どおり承認されました。 つづきまして、議案第5号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第5号番号2番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、土地改良事業の施行に係る区域にある農地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存の敷地の拡張（既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
23番	池田	案内図5-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 転用行為の必要性は、既存の太陽光発電所に、管理用駐車スペース・防犯カメラ及び防犯上フェンスの設置です。土地選定理由は、太陽光用地の南側の土地が、防犯カメラ設置の場所が最適と選定しました。土地利用計画は、防草シートを敷き、高さ1.8mのフェンスを33m設置、メンテナンス用駐車スペース2台確保、防犯カメラ1台設置します。資金計画は、総事業費321,624円、自己資金で賄います。周辺農地への被害防除対策は、北側宅地、東西南側は公衆用道路に隣接し、また隣接する農地がないので影響はないと思われます。以上の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 質疑もないので、採決に入ります。 議案第5号番号2番について承認される方、挙手を求めます。 【挙手多数】
議長	田代	挙手多数ですので、議案第5号番号2番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第5号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第5号番号3番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、土地改良事業の施行にかかる区域内にある農地ですので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
23番	池田	案内図5-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 譲渡任人と譲受人は、親子関係で、現在芳賀町の共同住宅に住んでおり、近々出産する予定で、将来的に家族が増え手狭になり、子育てには親元から近いほうがいいと思っており申請場所を選定しました。土地利用計画は、木造2階建て、取水は、井戸水を利用し、排水は、敷地内に浄化槽を設置し、隣接する氏家土地改良区管轄の用悪水路へ放流する予定です。土地改良区の施設使用承認通知が添付されております。資金計

		画は、借入金 3, 200 万円銀行融資で賄います。周辺農地への被害防除対策は、隣接農地との境は、土被を造り、その法面に芝生等を植栽して土砂等の流出がないようにいたします。日照・通風についても影響はありません。午前中調査会で、現地を確認しましたが問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第 5 号番号 3 番について承認される方、挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 5 号番号 3 番は原案どおり承認されました。暫時休憩（14 時 43 分から 15 時 00 分）
議長	田代	再開します。議案第 5 号番号 4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 5 号番号 4 番を朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある 10ha 以上の第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
8 番	田代	案内図 5-4 をご覧下さい。（申請地の場所を説明する。） 転用行為の必要性は、現在宇都宮市の会社に勤務し、また妻の実家で暮らしていますが、子どもも大きくなり部屋が手狭になったため住宅を建築したいという内容です。土地の選定理由は、実家の所有地で集落に近接しており、周辺農地への影響が少ない土地を考え今回の申請となります。土地利用計画は、木造平屋を建築予定で、給水は井戸水を利用します。排水は、合併浄化槽を設置し、西側の排水路に放流します。放流許可は氏家土地改良区から取得しております。資金計画は、総事業費 2, 2, 630 万円を、銀行借入れで賄います。周辺農地への被害防除対策は、北側・西側に既存コンクリート土留があり、東側は宅地、南側法面

		で、侵食防止のため芝張りをします。雨水は、敷地内自然浸透処理となります。以上のような状況でありますので、ご審議のほどよろしく願いいいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第5号番号4番について承認される方、挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第5号番号4番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号番号5番は、取り下げになっております。議案第5号番号6番・議案第5号7番は、上阿久津台地土地区画整理事業地内なので、一括審議とします。事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第5号番号6番・議案第5号番号7番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は区画整理地域内ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
29番	小林	議案第5号番号6番と議案第5号番号7番は、上阿久津台地土地区画整理事業地内で、6番は親子関係の使用貸借であります。7番は売買であります。資金計画は、2件とも金融機関の融資証明書が添付されております。ご審議のほどよろしく願いいいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第5号番号6番、議案第5号番号7番について承認される方、挙手を願います。

		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 5 号番号 6 番、議案第 5 号番号 7 番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。 平成 28 年度第 8 号 公告予定年月日は平成 28 年 11 月 30 日です。 計画の内容としては、利用権設定については、再設定 24 件、面積 171,642 ㎡、新規 30 件、面積 143,341 ㎡、うち農地中間管理機構への権利設定は 10 件、面積 56,209 ㎡、合計 54 件、面積 314,983 ㎡です。 さくら市全体の賃借の平均額は、13,800 円、物納の平均値は 93 kg。 氏家地区の賃借の平均額は、15,100 円、物納の平均値は 94 kg。 喜連川地区の賃借の平均額は、10,800 円、物納の平均値は 90 kg となっております。 いずれも 1 反当たりの数字となっております。 続きまして所有権の移転となります。栃木県農業振興公社からの売り渡しが 2 件となっております。全て氏家地内です。(所有権移転分を朗読して説明する。)
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」承認される方の、挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 6 号は、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 7 号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局	柴山 野崎	議案第 7 号番号 1 番について朗読して説明する。 土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真で説明する。) 農振農用地で、土地改良受益地と未実施地で、平成 28 年 8 月 17 日に、肥後委員・池田委員と事務局で現地確認を行いました。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
23 番	池田	山と一体となっており、農地を復元して、耕作は無理と思われます、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第 7 号番号 1 番について承認される方、挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 7 号番号 1 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 7 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真で説明する。) 農振農用地で、内川沿岸土地改良受益地で、平成 28 年 8 月 23 日に山崎委員と事務局で現地確認しております。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
30 番	山崎	ただいま事務局から説明があったとおりであり、農地に復元することは困難な状態です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは、質疑に入ります。 【異議なしの声あり】

議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第7号番号2番について承認される方、挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第7号番号2番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真で説明する。) 農振白地で、土地改良は未実施です。平成28年9月1日、石田委員と事務局で現地確認しております。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
28番	石田	山と一体となっていて、農地の復元は無理ですので、よろしくご審議くださるようお願いします。
議長	田代	それでは、質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第7号番号3番について承認される方、挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第7号番号3番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真で説明する。) 農振白地で、土地改良は未実施です。平成28年8月31日に中山委員と事務局で現地調査を行いました。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
3番	中山	30年前に売買があった場所ですが、一度も手付かずのところで、農

		地の復元は困難です。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは、質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決にはいります。議案第7号番号4番について承認される方、挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第7号番号4番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真で説明する。) 農振白地で、土地改良は未実施です。平成28年9月1日に大塚委員と事務局で現地調査を行いました。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
17番	大塚	山と一体で、竹林状態で農地の復元は困難です、ご審議のほどよろしくお願いいたします、
議長	田代	それでは、質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第7号番号5番について承認される方、挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第7号番号5番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号番号6番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真で説明する。)

		農振地域外で、土地改良は未実施です。平成２８年８月２３日に山崎委員と事務局で現地調査を行いました。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
３０番	山崎	進入路がなく耕作がされておられません。復元は困難です。よろしくご審議のほどよろしくお願いします。
議長	田代	それでは、質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第７号番号６番について承認される方、挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第７号番号６番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第７号７番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	土地の状況について説明する。（プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真で説明する。） 農振農用地で、土地改良は未実施です。平成２８年８月１８日に田代委員と事務局で現地調査を行いました。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
８番	田代	この場所は、４０年以上放置されており、農地の復元は困難です。よろしくご審議願います。
議長	田代	それでは、質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第７号番号７番について承認される方、挙手を求めます。
		【全員挙手】

議長	田代	全員挙手ですので、議案第 7 号番号 7 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 7 号番号 8 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真で説明する。) 農振白地で、土地改良は未実施です。平成 28 年 9 月 2 日に佐藤委員と事務局で現地確認を行いました。
27 番	佐藤	現場写真も見たとおり、農地の復元は困難です。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	田代	それでは、質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第 7 号番号 8 番について承認される方、挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 7 号番号 8 番は原案どおり承認されました。 続きまして、報告第 1 号【農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について】番号 1 番から 11 番、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」番号 1 番から 3 番は、お目通しをお願いします。 本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会 11 月定例総会を閉会いたします。 (午後 3 時 47 分閉会)